

目次

- 第一章 総則  
 第一条 総則（第一条—第三条）  
 第二章 試験（第四条—第二十七条）  
 第三章 登録（第二十八条—第三十九条）  
 第四章 義務等（第四十条—第四十五条）  
 第五章 罰則（第四十六条—第五十条）  
 附則

## 第一 章 総則

(目的)

この法律は、公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

**第一条** この法律において「公認心理師」とは、この法律の登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもつて、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

一 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。  
 二 心理に関する支援を要する者に対し、その援助を行うこと。  
 三 心理に関する知識の普及を図るために、心理に関する相談に応じ、助言、指導その他者の援助を行うこと。  
 四 心の健康に関する知識の普及を図るために、教育及び情報の提供を行うこと。

**(欠格事由)**

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認心理師となることができない者として文部科学省令で定めるもの。

一 心身の故障により公認心理師の業務を行なうことができない者として文部科学省令で定めたものにより、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者。

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者。

三 この法律の規定その他保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者。

四 第三十二条第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者。

(資格)

**第四条** 公認心理師試験（以下「試験」という。）に合格した者は、公認心理師となる資格を有する。

**第五条** 試験は、公認心理師として必要な知識及び技能について行う。（試験の実施）

**第六条** 試験は、毎年一回以上、文部科学大臣及び厚生労働大臣が行う。（受験資格）

**第七条** 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業し、かつ、同法に基づく大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業した者その他の者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者

の他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業した者その他の者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であつて、文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において文部科学省令・厚生労働省令で定める期間以上第二条第一号から第三号までに掲げる行為の業務に従事したと認定した者（試験の無効等）

二 文部科学大臣及び厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する（試験の無効等）

三 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者であること。

四 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとすることができる。

**第九条** 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。（指定試験機関の指定）

**第十条** 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができるもの。

**第十二条** 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度については、その指定を受けた後遅滞なく）、文部科学大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければなりません。これを変更しようとするときも、同様とする。

**第十三条** 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下この章において「試験事務規程」という。）を定め、文部科学大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。（試験事務規程）

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

**第十四条** 指定試験機関は、試験事務規程で定めるべき事項は、文部科学省令・厚生労働省令で定める。

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

**(公認心理師試験委員)**

4 指定試験機関は、試験事務を行なう場合において、公認心理師として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、公認心理師試験委員（以下この章において「試験委員」という。）に行わなければならぬ。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、文部科学省令・厚生労働省令で定め

**第十一 条** 指定試験機関の役員の選任及び解任は、文部科学大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第十三条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

**第十二条** 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下この章において「試験事務規程」という。）を定め、文部科学大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。（試験事務規程）

2 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第十三条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。





